

鳥取県立総合療育センター一般廃棄物収集運搬業務仕様書

1 収集運搬方法

ゴミ収集車により、総合療育センター廃棄物置場（3箇所、別紙のとおり）から可燃ごみを収集し運搬すること。

2 可燃ゴミの搬出見込量

約2,500kg/月

※見込量はあくまで予定数量であり、実際には増減があるものとする。

3 一般廃棄物の搬出日

(1) 可燃ゴミ置場（主に可燃ゴミ）

毎週月曜日～金曜日。

(2) 調理場ゴミ置場（主に食品残さ）

毎週月曜日～土曜日。

(3) 汚物保管庫（主に紙オムツ）

毎週月曜日～金曜日。

※搬出日について、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、その他法令に定める休日は除く。12月29日から翌年の1月3日までの日は別途協議の上決定する。）

4 留意事項

収集の際に廃棄物を散乱させたときは、清掃を行うこと。また、汚水を構内に漏水させたときは、水で洗い流して異臭が残らないようにすること。

5 処分方法

廃棄物の処分は、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年3月31日条例第98号）及び米子市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成17年3月31日規則第62号）に従って、以下の米子市ごみ処理施設に搬入し処分を行うこと。

なお、当該搬入にかかる処理手数料は受注者が負担するものとする。

また、米子市ごみ処理施設搬入先の変更があった場合は、米子市の指示に従い搬入すること。

・米子市ごみ処理施設 名称 米子市クリーンセンター
所在地 米子市河崎 3280 番地 1

6 再委託の禁止

受注者は、業務を他人に再委託してはならない。ただし、鳥取県立総合療育センターの書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

7 委託料の支払

(1) 委託料については、当該委託業務を履行した月の翌月に委託料1か月分を請求できる。

(2) 各月の請求金額は、当該委託業務に係る契約金額を36で除した金額（1円未満の端数があるときはその金額を切り捨てる。）とする。ただし、各月の請求金額の合計金額が当該委託業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足分を最初の月の請求時に併せて請求する。

(3) 鳥取県は、正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払う。